

令和 4 年定例会
予算決算常任委員会
環境生活農林水産分科会
説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 88 号 三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案 . . . 1

令和 4 年 6 月 20 日

環境生活部

1 議案第 88 号 三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案

1 改正の趣旨

「三重県産業廃棄物税条例」の改正に併せ、循環型社会の構築に向け、有用な廃棄物の循環的な利用の促進を図るため、設置の規定等を整備するものです。

2 改正の概要

「三重県環境保全基金条例」は、環境保全活動の展開及び廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理の推進により、三重県における環境の保全を図るため、平成 2 年 3 月に制定されました。

基金は現状、法人超過課税、産業廃棄物税等から積み立てを行っており、このうち、産業廃棄物税分については、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に関する事業に要する経費の財源に充てています。

今回、三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果をふまえた「三重県産業廃棄物税条例」の改正に併せて、産業廃棄物税分について、地球温暖化対策に資する資源循環を促進するため、第 1 条の設置並びに第 4 条の運用益金の処理及び使途の規定のうち、「再生」を熱回収が含まれる「循環的な利用」に改正するものです。

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日から施行

議案第八十八号

三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和四年六月三日

三重県知事 一見勝之

三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例

三重県環境保全基金条例（平成二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 地域住民等に対する環境保全に関する知識の普及等地域に根ざした環境保全活動の展開及び廃棄物の発生抑制、<u>循環的な利用</u>、減量その他適正な処理の推進により、三重県における環境の保全を図るため、三重県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(運用益金の処理及び使途)</p> <p>第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合のほか、この基金に編入するものとする。ただし、第二条第二項第一号及び第二号に規定する額の運用から生じる収益は、この基金に編入するものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 産業廃棄物の発生抑制、<u>循環的な利用</u>、減量その他適正な処理に関する事業</p> <p>六 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 地域住民等に対する環境保全に関する知識の普及等地域に根ざした環境保全活動の展開及び廃棄物の発生抑制、<u>再生</u>、減量その他適正な処理の推進により、三重県における環境の保全を図るため、三重県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(運用益金の処理及び使途)</p> <p>第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合のほか、この基金に編入するものとする。ただし、第二条第二項第一号及び第二号に規定する額の運用から生じる収益は、この基金に編入するものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 産業廃棄物の発生抑制、<u>再生</u>、減量その他適正な処理に関する事業</p> <p>六 (略)</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

循環型社会の構築に向け、有用な廃棄物の循環的な利用の促進を図るため、設置の規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。